

施策No.	6113	施策名	監査活動の推進	施策主管課長	監査委員事務局書記 津布久 高明
-------	------	-----	---------	--------	---------------------

1. 施策の目的と成果把握

施策の目的 「対象」	この施策は、誰、何を対象としているか	対象指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度	
	市の全課・室等 事務事業	① 課、室等の数		課・室	68				
		② 事務事業数		事業	1,505				
③									
施策の目的 「意図」	この施策によって、「対象」をどういう状態にするのか	成果指標（意図の達成度を表す指標）		項目	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
	健全な財政運営により、公正で効率的な行政が実現されている。	① 住民監査請求件数	目標値		回	0	0	0	0
			実績値			0			
		②	目標値						
			実績値						
		③	目標値						
実績値									
成果指標設定 の考え方	地方自治法に規定される制度であり、財政運営に対する市民の意識を把握するものとして成果指標とした。	成果指標の取得方法		① 監査委員事務局資料					
				②					
				③					

2. 施策の目標達成度評価

平成26年度施策の取組方針	施策の取組方針・成果指標達成状況	
・監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することを任務としており、執行された市の事務事業について適法性や公平で合理的、かつ効率的な市政運営を確保しているかを監査する機関である。平成26年度も引き続き、監査を行うことで行政に対する市民の信頼確保に努める。	取組方針	監査 ① 定例監査：全課・室等に対し年1回実施 ② 財政援助団体等に対する監査：2団体に対し実施 ③ 施設監査：小中学校等10施設に対し実施 検査 例月出納検査：毎月実施 審査 ① 決算審査 ② 基金の運用状況審査 ③ 財政健全化判断比率審査
	成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成

3. 施策の基本情報

施策の基本情報	社会情勢変化、国・県の動向、市民・議会意見等	施策の成果向上に向けての役割分担	
	・平成25年4月に、総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」が公表された。報告書には、監査制度の見直しに当たっての論点と方向性が示されており、現在、全国都市監査委員会により統一的な監査基準の策定が図られている。	市民、地域・事業所	行政
			・公正で合理的、かつ効率的な市政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

4. 施策全体の総括・今後の課題・今後の方向性

施策の成果実績と施策の基本情報及び施策コストに関する全体総括	今後の課題	平成28年度施策の取組方針
円滑に監査業務を執行し、健全な財政運営の実施に寄与した。	今後とも、市の財政運営に対するチェック機能を十分発揮できるよう努める。	公正で合理的、かつ効率的に執行されるよう計画的に監査、検査、審査を実施する。 監査 ① 定例監査 ② 財政援助団体等に対する監査 ③ 施設監査 検査 例月出納検査 審査 ① 決算審査 ② 基金の運用状況審査 ③ 財政健全化判断比率審査